

エ 代理人が検定申請書を提出する場合には、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料(1万4,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課



長野県訓令第2号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

長野県職員服務規程(昭和40年長野県訓令第16号)の一部を次のように改正します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部守一

様式第13号の4中「6に記入)」を「6に記入)(□再度の延長)」

に、

「 年 月 日から 年 月 日まで 」

を

「 年 月 日から 年 月 日まで
〔うち、期間の再度の延長の場合における
当初の休業の期間 年 月 日まで〕 」

に改める。

人事課